

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

規 則

○福島県報発行規則の一部を改正す

○地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づき知事が定める職を定める規則の一部を改正する規則

規 則

福島県報発行規則の一部を改正する規則及び地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づき知事が定める職を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月二十八日

福島県知事 佐藤 雄平

福島県規則第五十一号

福島県報発行規則の一部を改正する規則

福島県報発行規則(昭和三十一年福島県規則第五十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「県報は」の下に「、登載する事案がない場合その他特別な事情がある場合を除き」を加える。

第四条第一項中「上部の」を削り、「総務部文書管財領域文書法務グループ参事(以下「文書法務グループ参事」を「総務部文書管財総室文書法務課長(以下「文書法務課長」に改め、同条第二項中「文書法務グループ参事」を「文書法務課長の」に改め、「上部の」を削り、「文書法務グループ参事合議省略登録第 号」を「文書法務課長合議省略登録第 号」に、「文書法務グループ参事への」を「文書法務課長への」に改める。

第五条中「文書法務グループ参事」を「文書法務課長」に改め、同条に次の一項を加える。

3 文書法務課長は、前二項の規定により県報に登載する事案に係る原稿の送付を受けた場合において、原稿の分量その他の事情を勘案して必要と認めるときは、当該原稿

を送付した者に対し、当該原稿に係る電子データ(電磁的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。)の提供を求めることができる。

第六条中「文書法務グループ参事」を「文書法務課長」に改める。
第七条中「文書法務グループ参事」を「文書法務課長」に改め、同条ただし書中「主務参事」を「主務課長」に改める。

第九条第二号及び第三号を削り、同条第四号中「前三号」を「前号」に改め、同号を同条第二号とする。

別記様式中 「なお、購読料 円については納入通知書に表示された納入期限まで確実に納入することを誓います。

を削る。

附 則

1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県報発行規則別記様式による福島県報購読申込書は、改正後の福島県報発行規則別記様式による福島県報購読申込書とみなす。

(文書管財領域文書法務グループ)

福島県規則第五十二号

地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づき知事が定める職を定める規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づき知事が定める職を定める規則(昭和四十四年福島県規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

本則第一号ア中「総括参事」を「理事、局次長」に、「グループの参事」を「課の課長」に、「副主幹」を「副課長」に改める。

本則第二号ア中「及び総括参事」を「局次長及び局主幹」に、「グループの参事」を「課の課長」に、「副主幹」を「副課長」に改める。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

(企業局経営管理グループ)